

宇都宮市建設工事監督実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が執行する建設工事（以下「工事」という。）について宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）（以下「規則」という。）第44条の規定により監督員が行う監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(監督職員)

第2条 この要領において監督職員とは、規則第44条の規定により指定した職員で、宇都宮市建設工事契約約款（以下「約款」という。）第10条に規定する監督員をいう。

- 2 監督職員は、その担当する業務の内容等に応じ、総括監督員、監督員に区分する。
- 3 総括監督員は工事を担当するグループの係長の職務にある者の中から、監督員は、工事を担当するグループの職にある者の中から、工事担当課長が任命する。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、工事担当課長は監督適任者と認める者のうちから任命することができる。

(監督職員の業務)

第3条 監督職員が行う業務（以下「監督業務」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 総括監督員

- ア 受注者又はその現場代理人（以下「受注者等」という。）に対する指示、承諾又は協議（以下「必要な指示等」という。）のうち重要なもの
- イ 契約書に基づく工事实施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾のうち重要なもの
- ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事の実施状況の確認及び工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）のうち重要なもの
- エ 関連工事との調整
- オ 設計図書の変更、一時中止又は打切りなどの措置が必要であると認められる場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の所属長への報告
- カ 監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務

(2) 監督員

- ア 受注者等に対する指示、承諾又は協議（以下「必要な指示等」という。）
- イ 契約書に基づく工事实施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事の実施状況の確認及び工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）
- エ 関連工事との調整が必要とするときは総括監督員への報告
- オ 設計図書の変更、一時中止又は打切りなどの措置が必要であると認められる場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督員への報告
- カ 一般監督業務の掌理

(技術基準)

第4条 監督職員が監督業務を行うに当たっての必要な監督技術基準は、別に定めるところによる。

(監督職員の引継ぎ)

第5条 監督職員が異動等で工事完成前に変更となるきは、前任者は、必要な事項を文書又は図面（以下「文書等」という。）に明示して、これを所属長に報告し後任者に

引継ぎしなければならない。

(書類の整備)

第6条 工事執行課は、次の各号に掲げる図書等を整備しておかなければならない。

- (1) 当該工事の設計図書等関係書類
- (2) 発注者から提出された書類（電子納品を含む）
- (3) 監督職員の報告書、指示等の書類及びその他当該工事に係る書類

(留意事項)

第7条 監督職員は、次の各号に掲げる事項に留意して監督業務を行わなければならない。

- (1) 工事執行に当っては、常に良識を持って、厳正かつ公平な態度で臨むこと
- (2) 契約書に基づく契約の適正な履行が確保されるよう工事の監督にあたらなければならない
- (3) 工事現場に臨み、現場の状況の把握に努めるとともに、受注者に対して設計意図を正しく伝え、工事の完全執行に努めること
- (4) 関係機関及び地元関係者等との協調を図り、工事の円滑化に努めること
- (5) 工事の執行にあたり、当該工事が他の工事と密接に関連する場合において必要があると認めるときは、当該工事の執行について調整を行うこと
- (6) 重要な事項については、上司の指示を受けること

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、監督業務に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成3年10月1日から施行する。
平成16年3月31日一部改定する。
平成21年4月1日一部改定する。
平成26年4月1日一部改定する。